

神奈川県職労退職者

厚生会報

No. 3



明るく、楽しく会員の

退職者厚生会

第二回総会の開催

交流を深める

箱根 大平荘
5月11日



総会での年金改正解説

県職労退職者厚生会の第二回総会が5月11日、小雨にけむる箱根・大平荘で開催され、総勢二十八名がこれに参加しました。(委任状七十六名)

総会は午後3時40分、阿部淑子副代表幹事の司会ではじまり、総会議長に秦謙次郎代表幹事を選出。

県職労の鈴木委員長、現業労組の川井委員長、中高年部の明田部長らから、激励と助言を込めた挨拶を受けたあと串田洋幹事から経過報告と61年度活動方針案が提案され、また、田中英子幹事からは決算報告と予算案。塩田智之氏からは会計監査の結果とそれぞれ報告・提案され

ました。

会員から「会員が日ごろ交流できる機会は非常に少ないのだから、退職者会の動き、仲間の消息などが求められている。通信費を考慮したら」という趣旨の発言があり、幹事会もこれを了承し、運営のなかで改善してゆくことを確認し、同議案は全員の拍手によって可決されました。

総会は午後5時30分、草山幹事の「閉会のことば」でおりましたが、午後6時30分からは横山幹事の司会で「交流会」の幕をひらきました。

湊ふみさんが紫の小袖にピンクのうたわで長良川艶歌を舞えば、みなうっとり。福田俊治氏の尺八演奏、小諸馬子唄が冴えわたります。

清水輝雄氏の軽妙なハーモニカ吹奏、アンコールにつぐアンコール。阿部淑子幹事の即興ダンスなど、粋人・横山氏のユーモアたっぷり司会ぶりに和気あいあい。唄も踊りも次々に出て絶え間がありません。

最後には皆立ちあがって、スクラムを組み、手を打ち足を踏み鳴らして「誰か故郷を思わざる」を合唱。

かくし芸に感心したり、爆笑したり、時間切れで未練がましくおひらきとなりました。

各自、室に落ちてからも深夜まで語り合い明年また参加者を倍にして開催しようと翌十二日箱根をおりました。

(関連記事一〜三頁)

会費納入のお願い

会費の納入をお願いします。

◎昭和61年度 年会費 二、〇〇〇円
◎終身会費 一〇、〇〇〇円
(但し入会金一、〇〇〇円は別)

終身会費切替えの方は、昭和60年度入会の方は(年会費分二、〇〇〇円)を差引いた
一八、〇〇〇円

横浜銀行県庁支店振替口座をご利用ください。
普通預金口座番号 八七八二九九

加入のおすすめ

— 県職労は退職後も皆さんのお手伝いをさせていただきます。

○いよ／＼退職者にも冬の季節の到来です。年金法の改正により年金額の引下げ、ないしストップ!!

○老人医療も有料化、それと保険以外の費用の激増など……。

○親睦だけの退職者会では力不足です。現役の人たちや、全国の仲間と一緒に中央政府や国会への働きかけが必要です。

○会員には全労済の火災・生命・自動車共済や、県職労の顧問弁護士、公認会計士の相談など福利厚生事業が引き続き利用できます。

○新しい時代の退職者会への先駆的役割を目指しています。

(第二回総会資料から)

昭和六十年年度
経過報告

敬老されるべき高齢者社会に立ちほだかる最近の情勢は、健康保険法や、年金制度の改正に見られるように、政府の財源難を理由とした一連の福祉政策切り下げによって暗雲がますますたよってきている。このことは、従来のような親睦を主体とする退職者の集合体のみでは、この暗雲から逃れることができないと言えよう。

このこともあって、昭和59年当初から自治労神奈川県職員労働組合のすすめもあり、有志相い語らい約半年間の準備期間を経て、昭和60年3月15日に設立総会を開催した。

それから約一年私たちの行動は、情勢の動きに対応し、一連の年金制度の不利益を阻止するため、研修会への参加、国会への陳情、請願、会報による趣旨の徹底などに終始してきた。

一方、会員の募集に関しては、県職労中高年部の協力を得て集会等の機会に勧誘した。まだ多数の入会者を得てないが、これは誇大な期待をもたすことなく、本会の趣旨を十分理解された上、地味で行動的な実績を積み重ね、少人数ながら発足しようと思うものである。

横浜市従退職者会の13年の実績に及ぶ

可くもないが、これから一年一年の着実なる前進をすすめ、会員の獲得を目指す必要がある。なお県職労から物心両面にわたる絶大な協力が活動の大きな支柱になっていることは、いうまでもなく感謝したい。

昭和六十一年度

活動方針

私達は、退職後の健康で平和で安心して暮らせる生活をつくるために次のような活動をすすめる。

一、退職後の暮らしに役立つ学習会の開催。

二、全労災の火災共済、マイカー共済、家庭共済と生涯保障保険、病気入院保険など、会員の福祉向上に役立つ制度の積極的な利用をはかる。

三、全国の退職者、高齢者などと連携して、政府や自治体への要求と交渉を行なう。

四、着実な行動と実績を積み重ね、会員加入を促進し、終身会員の増加をはかり、組織の拡大を目指す。

五、会の活動を活発にするために、事務局執行体制を整備し、会報を発行する。

六、その他県職労現役組合員の諸行動にも協力し、必要な活動を行なう。

昭和60年度収支決算報告

(昭60.4.1~昭61.3.31)

収 入			支 出			
科 目	決算額	摘 要	科 目	決算額	摘 要	
1. 会 費	657,000		1. 行 動 費	279,340		
会 費	入 会 金	95,000 95名×1,000円	行 動 費	事務局費	174,920	一般事務局費、幹事会、行動費旅費
	年 会 費	190,000 60年度分91名×2,000円 61年度分3名×2,000円		動員行動費	104,420	中央行動、メーデー、学習会参加等の旅費
	終身会費	372,000 4名×18,000円=72,000円		2. 組織教育費	156,000	タオル作製(1,000本)
2. 県職労助成金	431,700		3. 総 会 費	—		
3. 寄 付 金	—		4. 会 議 費	35,720	役員会等のお茶、食事	
4. 雑 収 入	4,908	預金利息	5. 通 信 費	6,000	郵送料	
5. 繰 越 金	—		6. 渉 外 費	5,000	祝 金	
計	1,093,608		7. 会報発行費	5,640		
			計	487,700		

次期繰越 605,908円

昭和61年度収支予算

(昭61.4.1~昭62.3.31)

収 入			支 出			
科 目	予算額	摘 要	科 目	予算額	摘 要	
1. 会 費	700,000		1. 行 動 費	300,000		
会 費	入 会 金	60,000 60名×1,000円=60,000	行 動 費	事務局費	180,000	幹事会12回×10,000 事務用品60,000
	年 会 費	240,000 120名×2,000円=240,000		動員行動費	120,000	中央行動、メーデー、学習会参加等の旅費
	終身会費	400,000 20名×20,000円=400,000		2. 組織教育費	250,000	会旗50,000、パンフレット 1,000部×200
2. 県職労助成金	350,000		3. 総 会 費	210,000	30名×7,000円	
3. 寄 附 金	30,000		4. 会 議 費	40,000	役員会、委員会お茶食事	
4. 雑 収 入	10,000	預金利息	5. 通 信 費	30,000	郵送料	
5. 繰 越 金	605,908		6. 渉 外 費	20,000	祝 金	
計	1,695,908		7. 会報発行費	120,000	年 2 回	
			8. 予 備 費	75,908		
			9. 積 立 金	658,000		
			計	1,695,908		



湊さんの日本舞踊(左)と
福田さんの尺八演奏(下)



懇親会の右席のかたがた



懇親会スナップ

和気
あいあい



清水輝雄さんの
ハーモニカ吹奏



神奈川県職労退職者厚生会第2回総会

昭和61年5月11日

懇親会の
語らいは
楽しかった。

事務局だより(行動日誌から)

(昭60.4.1~昭61.3.31)

年月日	項目	摘要	年月日	項目	摘要
60.4.9	幹事会	終身会員制、委員会設置、その他	60.11.22	県職労中高年	於熱海西山ホテル
4.18	総務企画部会	会報発行、その他	23	部総会	幹事出席
5.11	幹事会	会のシンボルマーク検討、その他	11.26	幹事会	年金改正法案に対する国会請願 打合せ、参加呼びかけ書類発送
5.22	幹事会	自治労年金問題学習会 出席者決定、会報発送準備	12.3	国会請願	県選出参議院議員に請願に会員 12名参加
6.10	幹事会	会報第1号、入会申込者、案内 を退職者381名に発送 会員に会報第1号発送	12.21	自治労県本部 退職者総会	於労働福祉センター 幹事3名参加
6.26	幹事会	年金問題学習会の報告と学習会	61.1.8	幹事会	県職労、中高年部主催、退職予 定者説明会参加 その他
7.15	幹事会	会報第2号編集打合せ その他	2.27	幹事会	総会開催日程 その他 加入促進について
8.12	幹事会	会報年金特集内容検討 その他	3.7	幹事会	総会日程 5月11日~12日 於大平荘と内定
8.20	幹事会	9/15全国高齢者集会参加準備	3.13	幹事会	総会分担、書類作成 会員数60年加入95名 61年度加入34名(4.30現在)確 認、その他
9.3	幹事会	9/15全国高齢者集会書類発送			
9.15	全国高齢者集会	東京代々木体育館会場 会員13名参加			
10.28	幹事会	県職中高年部総会への参加者 その他			
11.2	県下退職者集会	於保土ヶ谷公会堂 4名参加			
11.12	幹事会	会報第2号発送、その他			

今回の法改正にともなう新制度下での、退職者(既裁定年金受給者)のための要点をとりまとめました。しかしこゝでは都合により特例などの例外規定は除きました。したがって更に詳しくは先に地方職員共済組合から送付されている「年金受給者だより」をご覧になってください。

(一) 年金の支給月が変更になりました。

みなさんのところへ来る四月下旬、封書による年金支給通知書が、地共済神奈川県支部名で五月二日を支払日として郵送されたことをご記憶でしょう。それ以前はハガキで年金支給月日に年金支給案内書が送付されてきました。このことは、次のようなことを指しています。

一つは、支給月が変わったことです。今回の法改正によって今迄は毎年3月・5月・9月及び12月となっていたものが、今後毎年2月・5月・8月及び11月とされました。従って先の支払通知書による今期の支給額は、3月及び4月の2月分が過渡的経過措置として支給された訳で、次回は5月・6月・7月分が8月支給月となる訳です。また、封書になったことで個人のプライバシーが保護されると共に、事務処理が機械的にスピードアップされたといえます。しかし、実質的には今迄のように6月や12月の支給月を希望する人が多いようです。

(二) 現在まで受給していた既裁定年金の裁定替が行われます。

若干固苦しい解説になりますが、従来の年金額は、給料年額に組合員期間に応じた率を乗じた算定方式(基本ルール)と厚生年金の算定方式である定額部分と給料比例部分とを合算する算定方式(通年ルール)との二つの算定方式で算定した額のみずれが高い方が額とされてきました。それが既裁定者の年金は法改正によつ

退職者のための 地方職員共済組合 年金法改正ガイド

て、通年ルールによる額に裁定替、つまり再計算しようとするものです。この場合、裁定替後の年金額が従前の年金額を下回るようになるときは、従前の年金額を保障することになっていきます。(従前額保障)つまりあなたの既得権は守られることになりました。

しかし、物価上昇等による年金額の自動改定(物価スライド措置)により引き上げられる通年ルールによる裁定替後の額が従前保障の額を上廻るまでは、従前額が保障された現行年金額が支給され、スライドは行われないうちになります。

す。つまり措置が続くわけです。裁定替の通知は今年(六十一年)八月頃になると思われま

(三) 過去に退職一時金等の支給を受けた者に対する措置

既給一時金の返還

過去に退職一時金等の支給を受けた者は、退職年金等の額の算定に際し、その額に見合う額が減額されて年金額が算定されてきました。今回の改正では、原則として過去に支給を受けた退職一時金等の

該当者はいづれ地方職員共済組合から連絡があると思います。これによって従来から不利な扱いを受けた人は、権利が復活すること、いえます。

(四) 新制度による年金以外の所得による制限措置は、昭和63年8月から適用

既裁定年金(遺族年金は除く)の受給権者が、厚生年金保険の被保険者(65歳未満の民間サラリーマン)等になった場合、その者の所得控除後の給与所得金額(所得金額という)が二〇万円を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等で働いている間は、その超える年の翌年の8月から翌々年の7月までの分として、その者に支給される年金額のうち、その額の百分の九〇に相当する額(但し、65歳以上、及び障害年金の者の場合、その額の百分の九〇に相当する額の更に二分の一に相当する額)にその者の所得金額を応じて定める停止率(所得金額二〇万円を超えるときは百分の一から始まり三三〇万円程度で百分の五〇、一六五〇万円程度で百分の九〇、百分の九〇が限度)となるようです。

この措置は、昭和63年8月からの年金額から適用されますが、停止後の年金額が昭和61年3月31日において現に支給を受けていた年金額より少ないときはその額を保障することになっていますので、既得権者には影響は少ないといえます。

(五) 今後の年金額の改定は 消費者物価による自動 改定となります。

従来の共済年金額の改定は、人事院勧告にもとづく政府の給与ベースアップと一部消費者物価動向を参考としてきましたが、新制度では、総務庁が作成する年平均の全国消費者物価指数が前年のその5%を超える変動をした場合、その変動に応じて翌年四月分以降年金額を改定することになっています。

また少くとも5年毎に行われる財源率再計算時において、年金額算定の基礎となる平均給料月額を再評価することによって、現役公務員の給与水準との均衡を図ることにしています。

(六) 遺族共済年金額が模様 替になります。

公務又は通勤によらない死亡による一般遺族共済年金額は、新制度では、新制度による計算方式の四分の三になります。即ち、新年金額の厚生年金相当部分と、職域年金相当部分の合算額の四分の三となります。従前は、従前の年金算定方式の二分の一でした。しかし早合点して増額になると思っはけません。新制度下では前述のとおり裁定替によって殆んどの人が現在の年金額が下廻りますし、計算方式も異なりますので、変化がないとみてよいでしょう。いづれにしても現在の情勢下では、よくなるという保障がないのは、残念なことです (K・K)

神奈川県労働金庫

『年金アドバイザー制度』

の発足とご協力をお願い

— 会員みなさんのご利用をお待ちします —

神奈川県労働金庫におきましては、高齢者、退職者向けとして、昭和61年6月1日から、左記のとおり「年金アドバイザー制度」を設け、公的年金の指定口座獲得を推進することにいたしました。

貴会員の皆様の積極的なご協力とご参加をお願い申し上げます。

とくに、金庫本・支店所在地にお住いの皆様には、当金庫といたしましても、ご協力できる面も多いため存じますので、是非とも、格別のご配慮をお願い申し上げます。次第です。なお詳細につきましては、金庫本・支店までお問合わせください。

一、名 称 「年金アドバイザー制度」

二、発足日 昭和61年6月1日

三、選出対象 (1)年金受給者であること。

(2)労働組合活動などを経験した方。

四、目 的

(3)高齢者・退職者組織などで活動している方。等のいずれか該当する方。

五、任 務

(1)公的年金の労金への指定口座獲得を推進していただきます。(2)勤務時間など一切の拘束はありません。

六、その他

(1)委嘱状を交付します。(2)記念品を贈呈します。

(3)年金推進マニュアル(手帳)を配布します。

(4)名刺をつくりまします。

神奈川県労働金庫は、退職後の豊かな生活のお手伝いをさせていただきます。

- 公的年金の指定口座には、総合口座通帳が便利です。普通預金、定期預金、積立預金がセットされています。
- 各種年金のお受け取り、公共料金などの自動振替にも総合口座(普通預金)が便利です。
- 総合口座には、キャッシュカードがご利用できます。
- また不意の出費にも定期性預金の90%の範囲内(最高200万円)まで自動融資も受けられます。

<神奈川労金店舗ご案内>

最寄りの「ろうきん」店舗は、みなさんのご相談相手としてご利用ください。

本店営業部	☎045(681)8851
鶴見支店	☎045(521)0721
新横浜支店	☎045(472)3381
杉田支店	☎045(774)1212
星川支店	☎045(331)1551
戸塚支店	☎045(861)2111
川崎支店	☎044(244)8331
川崎南支店	☎044(277)8211
中原支店	☎044(733)0161
新百合丘出張所	☎044(989)1111

横須賀支店	☎0468(23)1770
大船支店	☎0467(46)6291
湘南支店	☎0466(27)8811
平塚支店	☎0463(23)2511
小田原支店	☎0465(24)3322
相模原支店	☎0427(72)0451
座間支店	☎0462(55)1155
栗野支店	☎0463(82)8311
厚木支店	☎0462(22)1511
茅ヶ崎支店	62年2月開店予定

「高齢者をどこまでいじめるつもりなのか」

入院するお年寄りの負担は10倍に!!

昭和六十一年度予算で、医療・福祉の打ち切り政策は第二の段階に入りました。

老人保健法の再改悪で、老人にたいする負担がまた強化されます。とくに大きな問題になっているのは、入院しているお年寄りの負担です。三年前までは無料でした。それが老人保健法で一日三〇〇円、二ヶ月まで払わなければならぬことになりました。一年入院すると、医療費を二ヶ月分一万八千円払わなければなりません。今回は一日五〇〇円です。しかも二ヶ月の限度を取り払いましたから、十二ヶ月払わなければなりません。

そうすると、十八万円です。入院しているお年寄りの負担は十倍になるのです。もちろん、その他に差額ベット料、貸しおむつ代、付き添い料などがあることはいうまでもありません。(別表参照)

先日知人の身内の人がT大学病院に入院したら差額ベット料が一日二万円強か、つたといっています。これではお年寄りは医者にかかるな」ということになります。老人医療費で国の負担を二〇〇〇億円軽くするために、こうした老人攻撃をかけてきているのです。こうして老人保健法制定の時にこれ位は仕方がないと賛成した全国老人クラブも、こんどの改悪には、絶対反対の態度を明確にしています。反対運動の燃え広がりも反映して、この改悪案は今国会では成立しませんでした。しかし、政府・自民党と一部野党は、継続審議に

	これまでの改悪	今回の改悪	今後の改悪方向
負担増	83年2月 老人保健法施行、老人医療費が有料化、外来1ヵ月400円、入院1日300円(2ヵ月を限度)に。 84年10月 健保本人1割負担に。	▶老人医療患者負担増、外来1ヵ月1000円、入院1日500円(期限なし)に。 ▶新設の老人保健施設は、食事・生活費も患者負担に。	▶老人医療費全体の5%程度まで定額一部負担に。 ▶健保本人2割負担の早期実施 ▶入所サービスで食事は全額利用者負担を原則に。
国の負担削減	83年2月 老人医療に拠出金方式を導入、拠出金方式で退職者医療制度が発足。 84年10月 国民健康保険への国庫補助を45→38.5%に削減、保険料・税の大幅値上げを招く。	▶拠出金の按(あん)分率を変え、国の負担を削減、国民・労働者の保険料負担にしわよせ。 ▶老人保健施設の費用は、食費など患者負担以外の7割を拠出金でまかなう。 ▶国保料・税の滞納者から保険証をとりあげ、給付を一時さしとめる制裁措置を盛り込む。 ▶老人保健施設は、国の責任で入所させる措置制度でなく、施設と患者の契約で自由料金制に。	▶老人保健法の対象を65歳から引き下げ、拠出金依存をいっそう強める。 ▶福祉医療制度の創設など、国民健康保険の解体をすすめる。 ▶福祉目的税などをねらう。 ▶公的部門による福祉サービスは基礎的サービスに限定、民間の有償サービスを活用。
病院べらし	81年6月 診療報酬改悪。 83年2月 老人特掲診療報酬で老人への差別診療を持ち込み、退院強要などが続出。 85年12月 医療法改悪、病床の総量を規制。	▶病院・病床の老人保健施設への転用。 ▶老人保健施設の医療費(診療報酬)は「定額」に。 ▶国立病院・療養所の統廃合。	▶日本の総ベッド数を165万床から100万床に減らす。 ▶医師・歯科医師数の抑制。 ▶入院医療費抑制などの観点から診療報酬体系の見直し。

(注) 今後の改悪方向は、厚生省高齢者対策企画推進本部の報告などをもとに作成。

編集・発行者
 県職労本部内
 退職者厚生会
 発行人 秦謙治郎
 発行日 60.7.1

No. 3

横浜市中区本町4~7
 Tel 045-201-3179(直通)
 045-201-1111
 (内線7953)

六十一年度会費納入のおねがい
 会員のみなさんへ
 六十一年度会費二千円未納の方は同封の振込み用紙を利用して納入して下さい。

耳寄りなお話し
 航空運賃が割引になります。
 国内主要幹線の航空料金が片道分約二割強割引になります。
 ご利用になりたい会員の方は、県職労本部厚生部の方へご相談下さい。
 電話 (〇四五)一(二〇二)一一一一
 県庁内線 七九五三へ

しました。しかし、お年寄りの、わずかな貯えや年金から、お金をとりたてるような、医療制度の改悪は絶対許してはなりません。こういう政治を転換させるために、みんなで頑張らないといけないなあとつくづく思いました。

突出した過剰防衛予算を福祉に廻すことこそ、国民のための政治だと思わざるを得ません。
 みなさんはどう思いますか。(H)